

令和5年3月14日（火曜日）

予算決算委員会 厚生分科会

第3委員会室

出席委員

有馬剛朗、石見和之、竹尾浩司、竹中隆一、
杉本博昭、谷川真由美、大西陽介、妻鹿幸二

欠席委員

山崎陽介

【厚生委員会（健康福祉局）の審査】

開会

11時05分

健康福祉局

11時05分

送付議案説明

- ・議案第1号 令和5年度姫路市一般会計予算
- ・議案第5号 令和5年度姫路市介護保険事業特別会計予算
- ・議案第13号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第9回）
- ・議案第14号 令和4年度姫路市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）

質疑

11時19分

（質問）

新規事業のひきこもり実態調査の実施について、いつアンケートを実施する予定であるのか。

（答弁）

内容や具体的な実施時期については調整中であるが、秋頃までには実施したいと考えている。

（要望）

しっかり調査し、どのような支援が必要なのか分析して、支援に取り組んでもらいたい。

（質問）

リーディングプロジェクトとしてヤングケアラーの支援推進を掲げていたと思うが、神戸市では従来の18歳以下のヤングケアラーと別に19歳や20代のヤングケアラーを若者ケアラーと定義して相談窓口を設けている。本市でも、若者ケアラーを支援しなければならぬと考えるがどのように考えているのか。

（答弁）

ヤングケアラーへの支援推進は基本的にこども未来局が中心となって進めている。指摘のとおり、ヤン

グケアラー以外に、もう少し年上の若者ケアラーも存在するが、本市では、18歳未満のヤングケアラーについてはこども家庭総合支援室、18歳以上は総合福祉会館を調整機関とし、相談を受け付けて、相互連携の下、支援を行うこととしている。

定義上、年齢を区切っているが、相談は様々な部署でなされる可能性があるため、相談を受けた部署が調整機関につなぎ、必要な支援を講じていくよう考えている。

ヤングケアラーに対する支援は、こども未来局の所管になるが、ヤングケアラーの身体的・精神的負担の軽減を図るため、家庭にヘルパーを派遣する訪問支援事業を新規事業として実施する予定である。

（質問）

18歳未満はこども未来局で支援するとのことであるが、18歳以上で学業や仕事と介護の両立で困っている、いわゆる若者ケアラーへのヘルパー派遣はないということなのか。

（答弁）

訪問支援事業についてはこども未来局所管であり、18歳未満を想定していると思われる。

令和3年度、総合福祉会館とこども未来局で支援者マニュアルを策定しており、関係機関と情報共有して支援を漏れなく行えるよう取り組んだ。そこから、現在までヤングケアラーの周知に取り組んできたところである。

今後、連携を深め、支援につなげていきたい。

（質問）

相談対応は18歳未満でも18歳以上でも対応しているということだが、訪問支援事業の対象となるのは、結局のところ18歳未満ということである。

神戸市は、ヤングケアラーと若者ケアラーをそれぞれ掲げて取り組んでいるため、姫路市もヤングケアラーと若者ケアラーが違うものだとすることをしっかり認識して、それぞれに必要な施策を講じるなど、若者ケアラーへの支援にもしっかり取り組んでもらいたいと思う。

（答弁）

ヤングケアラーは、それぞれの家庭に事情があり、多様な状況がある。市としては高齢者や障害者、生活困窮者など様々な区分して事業を行っているが、市の

どの部署に相談があったとしても、関係機関が情報を共有することで、ヤングケアラーを含めた家庭全体を支援していこうと考えている。

神戸市のように専門の窓口を設置して取り組むかどうかについては、今後検討していきたい。

(質問)

行政が必要な支援を行うことができればよいとは思いますが、訪問支援事業はこども未来局所管であるから、18歳未満のケアラーが対象ということではないのか。

(答弁)

こども未来局に確認したい。

(質問)

議案第13号の障害者援護事業費については、市内の障害福祉サービス事業所等14事業所を対象に、上限75万円としてICT導入に係る費用に対する補助を行うため、632万6,000円を補正するものであるが、全事業所が上限額を申請した場合、1,050万円が必要になる。

どのように予算を計上しているのか。

(答弁)

既に事業所にアンケート調査を行っており、必要な金額を把握している。それを合計した金額が632万6,000円ということである。

健康福祉局終了

11時30分

【厚生委員会（健康福祉局）の再審査】

【厚生委員会の意見取りまとめ】

意見取りまとめ

11時45分

(1)分科会長報告について

・人口規模の多い地域の公民館については、特段の配慮をすべきであることを盛り込んだ上で、正副分科会長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

11時46分

閉会

11時46分